

## 公共下水道施設工事承認申請から施設移管まで流れ

藤井寺市下水道条例第41条に伴う、公共下水道施設工事承認申請から施設移管までの手続きは、下記のとおりです。

### 1. 公共下水道施設工事承認申請書（様式第23号）

- （1）提出部数は2部
- （2）申請者が作成する。（別添記入例を参照）

※ 市道占用の場合は、工事承認申請時に、道路占用許可申請書および道路使用許可申請書を提示して下さい。下水道総務課で確認印を押印しますので、直ちに道路水路課へ提出して下さい。

### 2. 公共下水道施設工事承認書（様式第25号）

- （1）申請を受理して1週間までに、市より申請者に工事承認書を交付します。
- （2）公共汚水柵標示ピン(汚水柵設置個数分)を渡します。

**※ 柵内部に滞水等の不具合が無い様に施工をお願いします。**

### 3. 公共下水道施設工事完了届（様式第27号）

- （1）提出部数は1部
- （2）申請者が作成する。（別添記入例を参照）
- （3）平面図に出来形数値を記入する。（別添資料参照）

### 4. 竣工検査

- （1）完成した公共下水道施設の竣工検査をします。（柵深さ、取付管延長等）
- （2）公共汚水柵標示ピンは、検査までに必ず設置しておいて下さい。

### 5. 公共下水道施設工事検査合格書（様式第28号）

- （1）現場検査合格後、市より申請者に合格書を交付します。

### 6. 公共下水道施設移管届（様式第29号）

- （1）提出部数は1部
- （2）申請者が作成する。（別添記入例を参照）
- （3）市が交付する工事検査合格書と移管届を交換し、市が施設管理者となることで本件の完了となります。